

# 木造住宅耐震化補助制度のご案内

昭和56年(1981年)5月31日以前に建てられた木造住宅は地震に対して倒壊しやすいことがわかっています。

倒壊すると、命の危険や避難や救助の妨げになる場合があります。まずは耐震診断をして、住宅の耐震性を確認しましょう。

## ① 耐震診断

2ページへ

**無料**

または

**46,200～62,700円**



## ② 耐震設計

3ページへ

**上限10万円**



## ③ 耐震改修工事

3ページへ

**上限120万円**

または

**150万円**

+ リフォーム工事

**上限20万円**

## ①耐震診断

住宅の延べ床面積の区分に応じて、申請者負担額が変わります。

住宅の延べ床面積	診断費用	申請者負担額
70㎡以下	81,400円	0円
70㎡超～175㎡以下	93,500円	0円
175㎡超～280㎡以下	117,700円	0円
280㎡超～350㎡以下	139,700円	46,200円
350㎡超～420㎡以下	163,900円	55,000円
420㎡超～500㎡以下	187,000円	62,700円

## ③耐震改修工事

以下の(1)～(4)に該当する住宅は、耐震改修工事の補助上限が上乗せになり**150万円**になります。

- (1) **65歳以上の者のみ**が居住する住宅
- (2) 介護保険法による**要介護認定**又は**要支援認定**を受けた者が居住する住宅
- (3) **身体障害者手帳1級**又は**2級**の交付を受けた者が居住する住宅
- (4) **療育手帳A**の交付を受けた者が居住する住宅

# ①耐震診断（木造住宅耐震診断士派遣事業）

## 対象住宅 以下を全て満たすもの

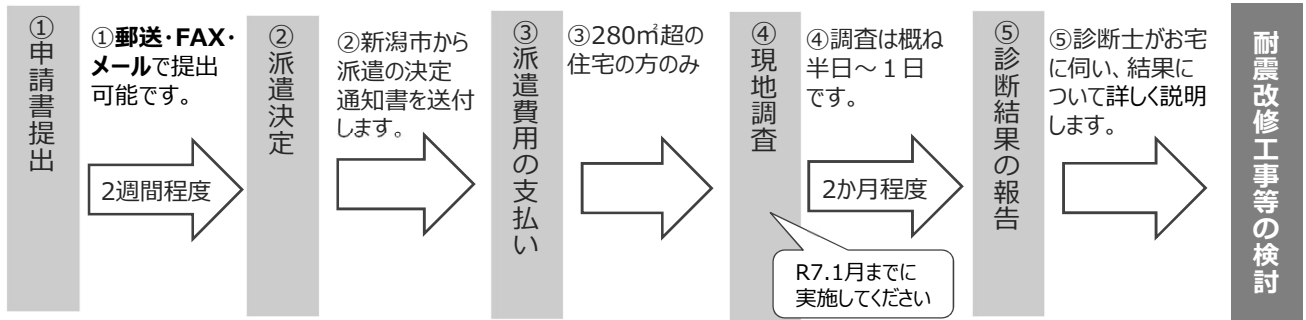
- ・個人所有の木造戸建て住宅
- ・2階建て以下
- ・延べ床面積500㎡(約151坪)以下
- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの

## 対象とならない住宅

- ・延べ面積の過半部分が住宅以外(店舗など)
- ・昭和56年6月1日以降に延べ面積の過半を増築
- ・(ハウスメーカー等の)型式適合認定によるプレハブ工法
- ・2×4工法、長屋 など

## 1. 申込みから耐震診断までの流れ

①申込み受付期間: 令和6年4月15日(月)～令和6年12月13日(金)



## 2. 耐震診断とは

- ・大地震（震度6強～7）が起きたときに住宅が耐えられるかどうかを判断するものです。
- ・新潟市の登録を受けている「耐震診断士」を皆さまの住宅に派遣し、住宅の外部・内部(天井裏や床下等)の状況を目視で調査し、大地震に対する家の強さ（上部構造評点）を算出します。

## 3. 耐震診断結果について

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

3ページ ②耐震設計補助へ！

### ◆診断結果は左記の4段階で判定されます。

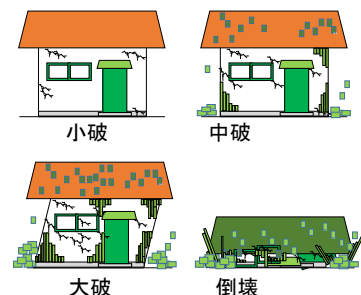
- ・診断の結果は、上部構造評点という数値で表されます。上部構造評点が高いほど地震に強いことを意味し、上部構造評点が1.0未満の場合、大地震時に倒壊のおそれがあります。

$$\text{上部構造評点} = \frac{\text{住宅が保有している力}}{\text{大地震に耐えるのに必要な力}}$$

### ◆大地震時の被害想定の日安

被害 \ 震度	5弱	5強	6弱	6強	7
無被害	1.0, 1.3	1.3			
小破	0.4, 0.7	1.0	1.3		
中破		0.7	1.0	1.3	
大破		0.4	0.7, 1.0	1.3	
倒壊			0.4	0.4	1.0, 0.7, 0.4

耐震改修を行うことで上部構造評点が上がります。大地震時において住宅の倒壊を防ぐだけでなく、家の被害を少なく抑えることができます。



出典: 国立大学法人名古屋工業大学高度防災工学センター

## ②耐震設計補助 代理受領 制度対象

**対象住宅** 2ページの耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された場合に、耐震診断士の下、**上部構造評点を1.0以上とする設計を行うもの**

**補助額** 耐震設計に係る費用(税抜)の **1/2**ただし**上限10万円**

補助利用者の平均  
設計費用約**30万円**  
※R2-R4年度

## ③耐震改修工事補助・段階的耐震改修工事補助 代理受領 制度対象

**対象住宅** 上記の耐震設計に基づき、耐震診断士の監理の下、工事を行うもの

**補助額**

### ■耐震改修工事

・耐震改修工事に係る費用(税抜)の**2/3**  
ただし **上限120万円**  
(※1ページの③(1)~(4)の住宅は  
**上限150万円**)

補助利用者の平均  
耐震改修工事費用  
約**447万円**  
※R2-R4年度(耐震のみ)

### ■段階的耐震改修工事

#### 一部耐震改修工事(第1段階)

・耐震改修工事に係る費用(税抜)の**2/3**  
ただし **上限70万円**  
(左記※の場合 **上限90万円**)

#### 追加耐震改修工事(第2段階)

・耐震改修工事に係る費用(税抜)の**2/3**  
ただし **上限50万円**  
(左記※の場合 **上限60万円**)



### 耐震改修等促進 リフォーム工事費補助

左記工事と同時に行う、耐震改修以外のリフォーム工事費用(税抜10万円以上)の **1/2** ただし **上限20万円**を補助!

リフォーム工事の対象外となるものは、市HPからご確認ください。

### 耐震改修工事を行うと 税制優遇があります

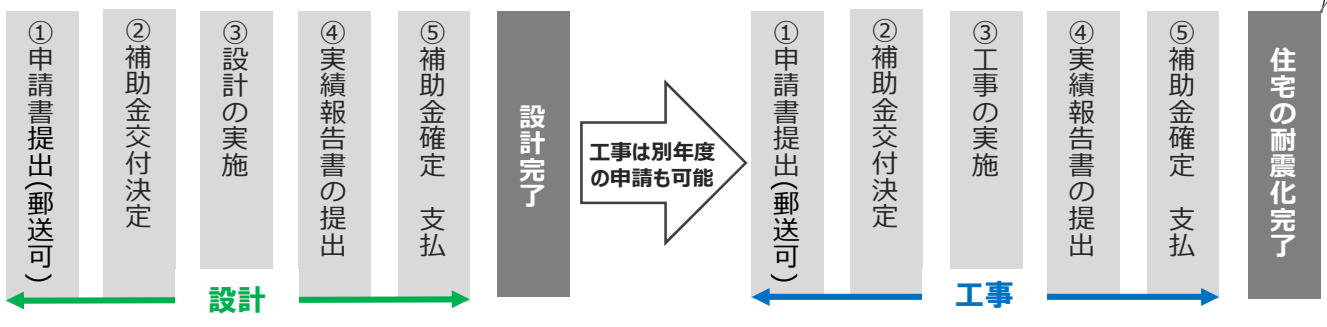
所得税控除(工事年分)  
※R7年12月31日まで

固定資産税の1/2を軽減  
(当該家屋の工事翌年分)  
※R8年3月31日まで

## 申込みから設計・工事までの流れ

申込み受付期間 : 令和6年4月15日(月)~令和6年12月13日(金)

※設計・工事共に実績報告書の提出は令和7年3月14日まで



## 改修工事費等を抑えたい方へ

- **低コスト耐震補強** : 改修時の解体部分を最小限に抑え、「住みながらの工事」「改修費用削減」が可能となる設計方法を選択することができます。
- **段階的耐震改修工事** : 工事を2段階に分け、第1段階として、上部構造評点(※)を1階のみ1.0以上にする又は住宅全体を0.7以上にする一部耐震改修工事を行うことができます。(※2ページをご覧ください)
- **代理受領制度** : 業者が申請者の代理で補助金を受領することで、申請者は工事費と補助金の差額分のみ用意すればよくなります。(※業者の同意が必要です)

低コスト耐震補強は、  
下記のホームページ  
またはお電話にて  
お問い合わせ下さい!



## その他の地震対策

④・⑤申込み受付期間：令和6年4月15日(月)～令和6年12月13日(金)

### ④耐震シェルター・防災ベッド設置補助

代理受領  
制度対象

・経済的な理由などで大掛かりな耐震改修ができない場合に、より少ない費用（約45万円～）で寝室や睡眠スペースを守る装置として耐震シェルターや防災ベッドがあります。

#### 対象住宅

・昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下

※全てを  
満たすもの

- ・2ページの耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満  
又は「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果、合計点7点以下
- ・1ページの③(1)～(4)に該当する高齢者等が居住する世帯

#### 補助額

シェルター・ベッドの設置に係る費用(税抜)の**1/2**  
ただし **上限30万円**



耐震シェルターは、住宅の1階の部屋内に設置し、地震で倒壊してもその部屋を守ってくれる装置。



防災ベッドは、頑丈なフレームで上部が覆われているベッドで地震で倒れてきた家具などから守ってくれる装置。

### 耐震改修等促進リフォーム工事費補助

上記と同時に行うリフォーム工事費用(税抜10万以上)の**1/2** ただし **上限20万円**を補助！

※補助の対象となる製品についてはお問い合わせください。

### ⑤家具転倒防止補助

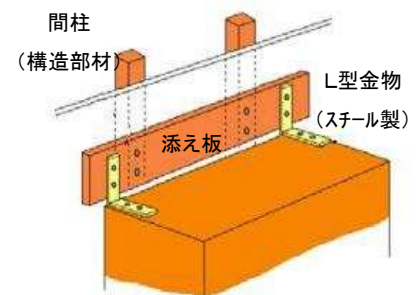
・タンスや食器棚、書棚などの家具を、金物や添え木を用いて柱などの構造部材に強固に固定します。

#### 対象世帯・自己負担(補助)額

- ・1ページの③(1)～(4)に該当する高齢者等が居住する世帯

#### 補助額

- 家具1か所 **上限4,000円** 補助
  - 家具2か所 **上限5,000円** 補助
  - 家具3か所 **上限7,000円** 補助  
(材料費・家具の移動費を除く)
- ※補助の対象とならない家具・工事は、市HPよりご確認ください。



### ⑥被災ブロック塀等撤去工事補助

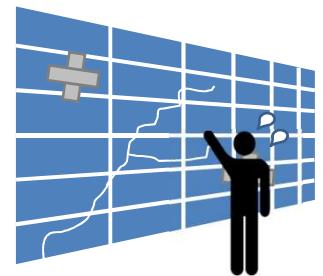
・令和6年能登半島地震により被災し、危険な状態となっているブロック塀等で道路等に面しているもの

代理受領  
制度対象

申込み受付期間：令和6年2月13日(火)～令和6年12月27日(金)

#### 対象工事・補助額

- ・ブロック塀等の危険な部分は全て撤去し、かつ、接する道路面からの高さを1m未満にする工事が対象。
- ・次のいずれか少ない額の**2/3** ただし **上限20万円**を補助。
  - ①撤去工事に要する費用(基礎のみの撤去費用は対象外)
  - ②撤去するブロック塀等の長さ1m当たり**17,400円**を乗じた額



## 申請窓口・問い合わせ先

<各申請書の様式は新潟市ホームページからダウンロードできます>

新潟市建築部建築行政課(担当:建築行政係)

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階

TEL:025-226-2841(直通) FAX:025-229-5190 MAIL: kenchiku@city.niigata.lg.jp

新潟市 耐震対策

検索

